

もくじ

ばばこうへい 議員	一般質問・・・1
西山のぶひで 議員	一般質問・・・7
成宮 まり子 議員	一般質問・・・13
他会派の一般質問項目	・・・・・・ 20

●京都府議会 2021 年 11 月定例会一般質問が 12 月 8 日、9 日、10 日に行われ、日本共産党のばばこうへい議員、西山のぶひで議員、成宮まり子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

ばば こうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 2021 年 12 月 8 日

固定費補助や損失補填を行い、商店街の事業継続への支援強化を

【ばば議員】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、コロナ禍での地域経済対策、特に商店街振興についてお聞きします。コロナ禍が2年を迎えようとする中で、これまでは当たり前だと思っていたものが、生活や地域にとって欠かすことのできないものだということが浮き彫りになっています。その中の一つに商店街があると考えます。商店街では、観光客はもちろん、コロナ感染への心配や不安から、人出が大きく減ったところも多く、あらゆる業種で深刻な影響を受けました。そんな中でも、地元伏見区の商店街では、「コロナの感染が怖くてほとんど外に出ないが、毎日の買い物だけは商店街を通る。そうすると、顔見知りのお店の方やご近所さんと会ってちょっと挨拶できる」と嬉しそうに話すお年寄りがおられました。また、商店街のイベントなどに関わる街づくりプロジェクトの代表の方は、「ご近所のことは、おばあちゃんがどうしたか、お子さんがどうしているか、あの店の奥さんに聞けば何でもわかる」「商店街は一つのインフラ。公共的な役割を持った一種の公共物」だとおっしゃいました。他の商店街で伺っても、「商店街が地域にあることで、地域の安心安全に貢献できている」「住みやすい地域のベースに商店街がある」など、それぞれの地域で様々な役割を果たしていることが語られました。

そこでまずお聞きします。コロナ禍で、地域経済や地域コミュニティを守るという商店街がそもそも持っている役割の重要性が浮き彫りになったと考えますが、コロナ禍での商店街の果たす役割と、役割の公共性についてどのように考えておられるか、ご所見をお聞かせください。

そうした商店街への支援の実態がどうなっているのか。京都市内でも有数の規模を誇る三条会商店街は、「189 店舗あって空き店舗は2つだけ」「組合加入は100%。制度を利用して、毎月1度は何かイベントをやっている」など、とても元気な商店街です。しかし、行政の支援についてお聞きすると、「コロナで手続きの簡素化なども進んでいる」と喜ぶ一方で、「でも、事務局がいるからイベントの企画や補助金の申請が出来ている」「事務局体制の無いところでは、非常に使いにくいと思います」と率直におっしゃいました。さらに、「うちは制度をたくさん使うので、情報などもたくさん届くが、それ以外のところはどうなっているのか」「大変なところこそ、モデルケースのような事業ではなく、10年20年の継続的な支援が必要だと思う」と、すべてのところに届く支援になっているのか、継続的な

支援が必要との指摘もありました。

出町商店街は、「空き店舗が出てもほとんどはすぐ埋まる」と、商店街としてはとても元気です。しかし、補助金など行政の支援の話になると、「申請手続きや事業報告などは、実質数名の役員が手分けしてやっている。非常に負担が重い」「店の後継者問題もあるが、商店街の役員も後継者の確保は決して簡単ではない」と話されました。こうした商店街ですら「何とかやっている」というのが実態です。

本府の商店街創生センターの商店街カルテを見せていただくと、三条会商店街や出町商店街のような店舗数又は来街者数が増えている商店街は、全体の約 18%で、店舗の点在化が始まっていたり、点在化した状態が長期間にわたっている商店街が、全体の 67%と大部分を占めています。しかも、地域間格差も大きく、店舗や来街者が増えている商店街は全府で 54 となっておりますが、そのうち 52 は京都市内です。乙訓、南丹、中丹、丹後には一つもありません。こうした状況は、創生センターが作られた 6 年前から、ほとんど変わっていません。これで、厳しい実態に本府の支援がしっかりとリンクしていると言えるのでしょうか。

本府では、今年度当初予算で新しい商店街づくり支援事業に取り組んでいます。その柱は、地域課題の解決に向けて、空き店舗を子どもの居場所や高齢者の居場所に活用するなど、NPO や学生などの取り組みと連携する商店街を支援する地域課題解決コミュニティ活性化事業です。地域コミュニティの核としての機能を強化することが一番急がれるのかという問題もありますが、そもそも事業を実施するための支援が同時に必要です。しかし、商店街創生センターは、本庁からの派遣の職員が 3 名と、北部地域への派遣も含めた 3 名の会計年度任用職員の計 6 名だけです。これでは、寄り添った支援が求められる 300 もの商店街に、知恵だしや事務手続きの支援、イベントなどの実施の手伝いなどができません。

今必要なのは、商店街が持っている多様な機能に光を当てながら、地域の生活の場として商店街が存在していけるように、それぞれの商店街や地域の実態に合わせてすべての商店街を全力で応援する取り組みです。そのためにも、地域づくりそのものから一緒に取り組むことが出来るようなものへ、センターの在り方を抜本的に見直すとともに、コロナ禍での各商店街への影響を地域との関わりも含めて実態調査を実施すべきと考えますが、いかがですか。

地域経済の疲弊が商店街でも深刻な影を落としています。営業自粛が解除されたものの、シャッターを閉めたままのお店なども少なくありませんし、再開していても「土日は少し戻った感じがあるが、平日はさっぱり」「感染再拡大の心配からか、忘年会の予約もほとんどない」という飲食店、「相変わらず厳しい状況が続いている」「また、感染が増えたらと思うと先は明るくない」という卸もしている酒屋さん、「人出が元に戻らないことにはどうしようもない」という小売店など、まだまだ先行きが見えない状況は変わっていません。中小企業団体中央会の 10 月の月次景況動向調査では、「人通りは急が増えてきたが、買い物的人是それほど増えていない」という状況と同時に、「様々な物価の上昇が続いている。ますます消費者の財布のひもは固くなり景況が悪化している。」お年寄りも、「介護保険料が上がり年金支給額が年々減り、使うお金がなく年がら年中元気がない」など、消費全体が冷え込んでいる実態もリアルに報告されています。

コロナ感染が下火になったら元通りとはいかない実態が、地域経済の中にあります。今こそ、コロナ禍で苦しむすべての小規模事業者・商店が事業を継続できるために支援が必要です。損失補填や固定費への補助など、国に強く求めるとともに、府としても支援に全力を上げる必要があると考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】 コロナ禍での商店街振興についてでございます。商店街の多くは、顧客と顔の見える

関係を築くことで発展し、地域住民にとって気心の知れた身近な買い物の場であるとともに、これまでから地域コミュニティの核として公共性の面からも重要な役割を果たしてこられました。コロナ禍では、対面販売や集客イベントが制限され、商店街活動は大きな影響を受けましたが、一方で顧客が商品をよく知る店主と話をしながら、買い物ができるといふ商店街本来の魅力が見直され、その価値が再認識されているところでございます。また、危機克服会議では商店街が市町村や地域の団体などの多様な主体と連携し、地域コミュニティの課題解決をはかることが必要との提言がございました。そこで、今年度から「新しい商店街づくり総合支援事業」を実施し、商店街と地域が一体的に発展するための取り組みを支援しております。この事業を通じまして、商店街がまちづくり会社とともに商店街の空き店舗を改修し、地域の高齢者の生涯学習の場とシニアアカデミーを開設する事例など、他の商店街のモデルとなるとりくみも生まれているところでございます。引き続き、商店街が市町村や地域団体などと多様な主体と連携し、地域コミュニティの課題解決をはかる取り組みを支援することで、コロナ禍を乗り越え持続的に発展する商店街づくりを進めてまいりたいと考えております。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】 商店街創生センターについてでございます。少子高齢化や人口減少に伴う地域社会の構造変化が進む中で、地域の小売り商業やコミュニティの核としての商店街は大変厳しい状況にあります。府内には様々な特徴を持つ約300の商店街がありますが、活性化のためには商店街が立地する地域の特性や、商店街を形成している店舗の構成など商店街の実情をふまえたを行う必要がございます。

そのため、京都府では商店街活動を実践してきた京都府商店街振興組合連合会と共同で平成27年10月に商店街創生センターを開設し、商店街それぞれの実情に寄り添い、柔軟できめ細やかな支援を行ってまいりました。商店街創生センターでは、府内300商店街のカルテを作成し、昨年度までの6年間で、のべ2000回以上商店街を訪問し、個々の商店街の実情に応じた伴走支援を行ってまいりました。

その成果として、商店街自ら活性化計画を策定し地域の誰もが参加できる勉強会を開催し、地域ニーズを把握したことで加盟店舗数が倍になった事例や、さらに進んで商店街が地域住民とともにまちづくり会社を設立し、高齢者の見守りサービスや店舗誘致を行ったことで、来街者数の増加につながった事例など、地域づくりの段階から商店街創生センターが商店街と一緒に取り組んだ結果、活性化につながった事例が生まれています。コロナ禍の影響については、商店街創生センターが商店街を訪問して、来街者や固店の状況も含めた商店街の状況について直接把握し、伴走支援につなげているところです。

また、危機克服会議では、商店街関係者にも委員として参画いただき、コロナ禍の影響もふまえた商店街の今後の対応について意見交換し、先ほど知事から申し上げました提言も頂いたところでございます。今後とも商店街創生センターを中心に、市町村、関係機関が連携し、一つひとつの商店街と向かい合いながら、商店街がコロナ禍を乗り越え地域コミュニティの核となるようしっかり支援してまいります。

次に、中小企業に対する損失補填や固定費の助成についてでございます。

固定費支援による事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性に合わせた補助制度や中小企業へのきめ細やかな経営支援を行うことが重要であると考えております。この間、国に対して持続化給付金や家賃支援給付金の再給付、雇用調整助成金特例措置延長を繰り返し求め、このたび国の経済対策において新型コロナにより大きな影響を受ける事業者に対して、地域、事業所を限定しない形で事業継続の見通しが立てられるよう事業復活支援金の給付が閣議決定されたところです。京都府においても、昨年度は商店街の個店等がコロナから再出発するため、アクリル設

置など簡易に実施できる対策から、感染症拡大防止のための店舗改修まで小規模事業者や個店等が事業継続できるよう、総合的に支援をおこなったところです。

また、今年度は、経営改善を支援する知恵の経営ステップアップ補助金や中小企業経営改善緊急支援事業などにより、生産性向上をとおして固定費削減につながる取り組みも含めて支援しているところです。今後も引き続き、あらゆる施策を総動員することにより、厳しい経営環境にある中小企業の事業継続と雇用維持に全力で取り組んでまいります。

【ばば議員・再質問】 1点再質問をしたいと思います。シニアアカデミーを実施しているところが出来た、自ら再生計画を立てたり、見守りサービスを始めた所がありますということがあったんですけども、丁寧な伴走支援をしているというけれども、それがすべての所に行き届くものになっているのかどうか。そして、そこがしっかりと使えるところまで支援が出来ているのかということが、やっぱり現場でお話を聞くと問題になっているわけで、例えば、店舗の減少が見られたり、点在化が始まっている商店街では「たくさん情報は送られてくるが、処理しきれない」「組合員も減っていく一方」「商店街で動かせるお金なんてほとんどない」など、こうした声が出てきます。そういった商店街をどのような支援するのか、具体的にお聞かせ頂きたいと思います。

【再答弁・知事】 先ほど、ばば議員から例示がございました商店街は、活性化している例示だと思っております。300ある商店街の中には、その置かれている地域の状況、また構成している店舗など、非常に多種多様でございます。商店街振興センターでカルテをつくって、その処方箋について検討をしておりますけれども、商店街振興センターは商店街振興の核となるセンターですけれども、市町村、商工団体、商店街を振興する主体は様々ございます。そうしたものが、全体として、それぞれの商店街の特色にあった商戦を決め、それを支援していく。そうした組織の核としての商店街振興センターが果たすべき役割は大きいと思っておりますので、引き続き関係者総力を結集いたしまして、それぞれの商店街に合った支援策を講じてまいりたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】 再度、答弁をいただきまして、商店街創生センターでカルテを作って、そのカルテに基づいて様々な支援を行っていくということだったんですけども、現状、そういう風なことでもいいのか、それが待てるような状況になっているのか。この6年を見ても、ほとんど商店街の状況というのは変わっていない。厳しいところは相変わらず厳しい状況のまま。こういう状況になっていて、私は、京都府下を見てもみましてもそうですけれども、大型店が野放図に増やされている一方で、京都府の施策が、全体を底上げするところまで至っていない。こういったことになっていない。その結果、商店街はどんどん疲弊していく。そして、大型店が無くなってしまえば、買い物難民を生み出していく。こうした事例は京都府内でも1つや2つということでは無いわけです。こうした中で、今元気な商店街ですら、10年後、20年後、展望が見とおせるかということ、中々見とおせない状況も同時にひろがっているわけです。だからこそ全体を引き上げる支援が必要なわけで、規模の小さなところ、商店が減少しているところなどは、事務手続きや取り組みをするのに必要な人の支援や、財政的に手厚い支援が欠かせません。

また、そうした商店街にコロナ禍が深刻な影響を与えているわけですから、損失補填、固定費補助の実施でしっかりと底ざさえすることがどうしても必要だと思いますので、府の決断を強く求めておきたいと思っております。

中小企業支援と一体に雇用の安定を。賃金条項を含む公契約条例の実現を

【ばば議員】 次に、雇用の対策、最低賃金の引き上げに関わってお聞きします。

財界の求めに応じて、国が非正規雇用をあらゆる業種・職種に広げてきたことが、コロナ禍でも極めて深刻な影響を与えています。特に影響の大きい女性では、非正規雇用率が、今年9月現在で53.7%と、男性の2倍を超えています。ここをコロナが直撃をし、厚労省の自殺対策白書では、昨年、働く女性の自殺が1,698人に上り、過去5年の平均より28%も増えていることが明らかになっています。まさに、不安定雇用の異常な広がりが、命をも奪う事態となっています。さらに、2019年に取り組まれた京都府内の最低生計費調査では、8時間労働で普通に暮らそうと思うと時給1,600円以上が必要と報告をされました。本府の最低賃金は、過去最高となった今年の引き上げ後でも937円で大きな隔たりがあります。しかも、この10年ほどで、最低賃金の全国平均の1.3倍以下で働く労働者が19.5%から31.6%と10%以上も増えており、最低賃金付近で働く労働者が急増していることが報告されています。

このように不安定で低賃金な働き方が、とりわけ若者や女性に押し付けられる中で学生バイトでも女性のパート・アルバイトでもダブルワーク、トリプルワークが急速に広がりました。我が党議員団が、ハローワーク前や街頭で行ったコロナ禍の生活実態調査では、「アルバイトを二つ掛け持ちしていたが、シフトがなくなり生活が出来ない」「突然の派遣切りでわずかな貯金を切り崩しながら職を探している」などの声が多く寄せられたように、ダブルワーク、トリプルワークで何とかつないできたこうした生活が、コロナ禍で壊れてしまっている。こうした事態がある。ところが、国や財界は、雇用の安定どころか、ギグワークや兼業・副業を進め、一方で最低賃金の引き上げは一步一步だといいます。

ギグワークとは、いわゆる請負労働者で、コロナ禍で急速に広がったウーバーイーツなど食べ物の配達宅配員などが有名です。時間に縛られない自由な働き方と言われますが、実際には、労働時間や最低賃金などの労働者としての権利はなしで、社会保険などはすべて自己責任、それで一件の基本配達報酬は300円程度、しかも仕事なくなれば、即収入ゼロ。低賃金で不安定な働き方はそのままにして、それでは生活が出来ないのなら労働者としての権利の外にあるギグワークなどでの兼業・副業で補わせる。こんなことをすれば、労働者をさらに過酷な長時間過密労働に追いやり、企業の利益追求の道具として使い捨てにする働かせ方に、さらに拍車をかけることになります。

そこで伺います。国が非正規雇用を野放図に広げてきたことが、コロナ禍で影響をより深刻なものとしてきたことが浮き彫りになり、その転換が求められている中で、惨事に便乗するようなギグワーカーや兼業・副業を広げようとする財界や国の動きに対して、正規雇用が当たり前の雇用への転換と、中小企業への十分な支援と合わせた最低賃金の抜本的な引き上げを強く求めるべきと考えますがいかがですか。

国に声を上げることと同時に、行政としても賃金を含む労働環境の改善の先頭に立つことが本府には求められています。私は、その一つが賃金条項を含む公契約条例の制定だと考えます。

本年3月現在72の自治体で公契約条例が作られ、そのうち賃金規定を含むものは25自治体。コロナ禍以降に、新たに条例を作られた自治体は15自治体となっています。今年6月に、新たに賃金条項を含む公契約条例を制定した江戸川区では、「コロナ禍で苦境にあえぐ地元業者は多く、東京五輪後の景気減速への不安は大きい。下請け単価の切り下げを防止し、適正な賃金を確保する、持続可能な仕組みが必要だとして、賃金条項を定める公契約条例への移行に踏み切った」と区長の決断が報道され

ています。本府では公契約大綱が実施されて10年が経とうとしていますが、しかし、現場労働者からは、「引き上げられている設計労務単価と実際の受取り単価に大きな差がある」と何度も指摘され、賃金条項を含む公契約条例の実施を求める声が上げられてきました。そうした声に対して、知事は「公契約大綱で対応する」と答弁されてきましたが、コロナ禍でもウッドショックや資材の高騰、不足、さらに原油高騰による燃料代の高騰など、下請け事業者や労働者、職人には様々な影響が出ています。コロナ禍や景気の冷え込みのしわ寄せが、下請け単価の切り下げにつながる。これでは、下請労働者や職人は安心して事業を継続したり、働き続けることが出来ません。全国の条例実施先行自治体では、業務委託・臨時職員の賃金アップなど、労働環境改善の効果も報告されています。今こそ、知事の決断が求められています。

そこで伺います。コロナ禍で、行政自らが発注する公共事業で、発注単価の根拠となる設計労務単価を割り込むことがないようにすることで、賃金も含む労働環境の改善を進める先頭に本府が立つべきです。賃金条項を定める公契約条例で、賃金も含む労働環境の改善につなげている全国の条例制定の経験に学び、賃金条項を含む公契約条例の制定に踏み出すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】雇用対策についてでございます。京都府ではこれまでから、不本位に非正規雇用で働く方を正規雇用につなげることが重要であると考えており、「京都府就業支援人材確保計画」に基づき、令和3年9月までの3年半で4万人を超えの正規雇用を創出しております。今回のコロナ禍では、非正規雇用や女性などの立場の弱い方々が解雇・雇い止めになるなど、より大きなダメージを受けていることから、京都府では「京都未来塾事業」などにより離職者の安定的な正規雇用化への緊急支援取り組みとともに、国に対しても解雇や雇い止めを受けた求職者などに対する就労支援について、繰り返し要望をおこなってきたところです。

今議会で最終案を報告させて頂く予定の、新たな雇用プランのパブリックコメントにおきましても、「若者が安心して子どもを産み育てるためには、非正規雇用からより安定し継続的なスキルアップが期待できる正規雇用へ転換することが大切」との意見も頂いており、安定的な正規雇用創出に引き続き取り組みとともに、柔軟かつ多様な働き方を希望する方々に対しても、充実した職業生活を実現して頂けるよう、就労環境の整備を含めた支援を行ってまいりたいと考えております。

最低賃金につきましては、労働者の生活の安定と向上に加え、経済の好循環による地域経済の活性化にとっても重要である一方で、賃上げの原資となる収益の拡大が求められる中小企業の生産性向上に向けた取り組みが不可欠であるとの認識のもと、着実に一步一步引きあげていくことが大切であると考えております。

長期化するコロナ禍での最低賃金の引き上げという厳しい経営環境を踏まえ、中小企業応援隊の伴走支援のもと、新たに中小企業経営改善緊急支援事業に取り組み、企業における賃金引き上げとともに、生産性向上の取り組みを支援しているところであります。

今後とも労働者の生活が安定し向上することと、企業の事業継続とのバランスを図りながら、賃金引き上げを実現するため、支援制度の充実などに対する要望するとともに、企業の生産性向上を通じた経営基盤の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

【野本総務部長・答弁】賃金条項を含む公契約条例の制定についてでございます。

労働者の賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に、条例等で賃金の基準を新たに設けることにつきましては、

慎重に対応することが必要でございます。また労働者の賃金問題につきましては、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地から、ナショナル・ミニマムとして労働法制の中で対応されるべきものと考えております。

【ばば議員・再質問】 ご答弁をいただきました。公契約条例については同じ答弁が繰り返されているわけですが、実態はどうなっているかということを見て頂きたいと思うんですね。

設計労務単価は、政策的にこの間ずっと引き上げられてきて、平均は今 20,409 円となっています。全京都建築労働組合が毎年行なっている賃金アンケートを見ますと、現場労働者の単価は 14,553 円その差は 5,856 円。これ（労働者の単価）はほとんど上がっていませんから、どんどん（差が）開いていく状況になっているわけですね。コロナ禍で資材の高騰が起こっていますし、そうした状況になると、真っ先に労働者の賃金が当たり前のように削られていく。こうしたことを放置するのかがどうかということが問われているわけで、そうした時にしっかりとそれを保障して、行政として労働環境の改善の先頭に立っていく。このことが求められているわけです。今こそ、賃金条項を含む公契約条例の実施を是非とも本府として決断をしていただきたい。このことは強く求めておきたいと思います。

雇用と最低賃金の問題で、一点再質問したいと思います。

柔軟な働き方や多様な働き方を求める方、こうしたことにも応えていくんだとおっしゃいますけれども、現状では不安定や低賃金であっても働かざるを得ない状況が現実に広がっている。コロナ禍で、ウーバーイーツで注文したら、二人のお子さんを自転車に乗せてお母さんが配達に来られた。こんなお話がありました。まさにこういった状況が現場で広がっていて、それすらコロナ禍で壊れ始めているということを私はしっかりと見て行かなければいけないと思います。そんな時に不安定で何の保障もないギグワーカーや兼業、副業を推進すれば、労働者をさらに過酷な長時間過密労働に追いやって、企業の利益追求の道具として使い捨てにされる。こんな働き方に拍車をかけるのではないか。この点を、危険性として指摘をしましたが、ではこの点について本府はどのように考えているのか。再度ご答弁をいただきたい。

【鈴木部長・再答弁】 馬場議員の再質問にお答えいたします。

私どもは、これまでから不本意に非正規雇用で働く方々を、正規雇用につなげることが非常に重要であると考えております。従いまして、そうした皆様方に対して、その時々事情に応じた、職業訓練でございましたり、あるいはまた、マッチングといったことを支援できるように制度化をしてまいってきているところでございます。現在でも、京都未来塾によりまして、生活基盤を保障しながら生活・職業訓練、それからマッチングにつなげる事業にも取り組んできております。引き続き安定的な正規雇用をめざして、そうした取り組みを充実してまいります。

【ばば議員・指摘要望】 ご答弁をいただきましたけれども、本当に実態を見て頂いているのかなというふうに思います。先程ご紹介したお母さんが、やっぱりそういった状況で働かざるを得ないという状況があって、それは不本意非正規の解消でやっているんだとおっしゃるわけですが、国は今フリーランスやギグワークという言葉を使って、この実態には向き合わないという姿勢を示していて、こうした事は新しい言葉のように見えるけれども、実態はこれまで散々労働者を自分たちの責任は放棄をして、労働者の労働力だけは搾取すると。こういった使い方として働かせてきた。こういった働き方そのものであります。

そうしたことが、今度のコロナ禍では、何の保障もない多くの労働者を生み出してきたということ

を、改めて見る必要がある。今本府がやらなければいけないのは、多様な働き方・柔軟な働き方、こんなことに逃げるのではなくて、正規雇用が当たり前の雇用の実現、中小企業への支援と一体に、生活できる最低賃金への抜本的な引き上げに全力をあげることです。府として、その役割をしっかりと果たしていただくことを強く求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました

西山 のぶひで議員（日本共産党・京都市伏見区）2021年12月9日

府内どこでも中学校卒業まで医療費の無料化を——保護者の声に応えよ

【西山議員】 日本共産党の西山のぶひです。通告にもとづき、質問いたします。

はじめに子どもの医療費助成についてです。この間、子ども医療京都ネットのみなさんが子育て中の約330世帯を対象にアンケートに取り組みされており、子どもの医療費無料化拡充をのぞむ声が多く集まっているとのことです。うかがいますと、「コロナ禍でくらしが大変な時に、風邪でも我慢させてしまう」「ちょっとしたことで早めに受診できたことで、子育ての相談もできた。そうした支援が3歳以降にも必要」とのことでした。この制度が、子どもが比較的軽度の状況から受診をうながし、ひいては子どもの命を守ってきたことは言うまでもありません。さらに、子育てにかかる経済的支援にもなってきました。子どもを産み、育てたいのに、実際には断念される理由の多くは子育てにかかる出費です。そうした理由から、長年保護者を中心とした府民の願いに押され、国が乳幼児医療費助成制度を整備しないもと、本府が制度をつくり、ひろげてきました。その制度に各自自治体が上乗せして、現在府内では京都市を除くほぼ全自治体が中学校卒業まで無料へと制度を広げています。2019年に府が通院分の月3,000円以上を還付していたものを、上限1,500円に半額として以降、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町が独自に中学校卒業まで無料化し、京丹後市では市民税非課税世帯の大学生まで対象をひろげられました。また以前から18歳まで無料としていた南山城村では、乳児の保育料無償化に踏み出すなど、子育て支援策を充実しておられます。

一方で、全国には本府よりもさらに踏み込んで充実されている県があります。子どもの医療費助成について、所得要件を設けず実施しているのは、本府を含めて19府県になりますが、そのうち3歳以降も自己負担なく完全無料にしているのは群馬や愛知、滋賀、沖縄など6県になります。また本府のように自己負担があっても1,000円未満の低廉な額に抑えているところも、静岡や鳥取は高校卒業まで実施しておられるなど、こうしたところは9県になります。知事は「子育て環境日本一」を掲げるならば、こうした水準まで引き上げることが重要ではないでしょうか。

本府はすでに国に対し、ナショナルミニマムとして中学校までの医療費助成の制度化、自治体の努力に逆行するような国民健康保険の国庫負担金の減額措置の撤廃を要望されています。引き続き要望されるよう求めます。しかし先ほども紹介したように、独自の努力をされている他県に見習い、また府内の市町村への支援にもなる、本府の姿勢が今問われているのではないのでしょうか。

代表質問でわが会派の光永議員の質問に対し、知事は「京都府の支援によって少しでも市町村がさらなる支援策の拡充に向けられるという構造については十分理解している」と答弁されました。それならば、このコロナ禍で負担軽減を求める保護者の声にこたえることが重要です。

とくに、本府制度への上乗せを唯一実施していない京都市内の保護者から、制度の拡充を願う声があがっています。先に紹介した子ども医療京都ネットのアンケートでも、京都市内の方で医療費負担のために「受診をためらう」という回答が33%にのぼるとのことでした。また、負担を気にして受診

をためらったことで症状が悪化したケースとして、「アトピーで肌が弱いが、月初めまで受診を遅らせると悪化した」「鼻水ぐらいと思っていたら中耳炎になった」「風邪で様子を見ていたら肺炎になった」などが報告されていました。

加えて、京都市では現在、財政改革と称して独自の子育て支援策が縮小・廃止されようとしています。来年度、小学生を対象に虫歯の治療費を全額助成していた「学童う歯対策事業」の廃止や、学童保育利用料の値上げ等も検討されています。以前から、私の同級生らが生まれ育った伏見区から、「子育てのため」と滋賀や大阪に移住する話を多く見聞きしてきました。先日も、若い夫婦が「保育園に入りにくいし、子どもの医療費などの支援も他都市の方が十分やっている。すぐ近くで子育て支援に熱心なまちはいくらでもある」と移住されたところです。本府内でも最も人口の多い京都市が、子育てしにくいまち、子育て世代から魅力のないまちに変わろうとしている状況を、知事は看過できるのでしょうか。

そこで伺います。本府として、子どもの医療費を中学校卒業まで無料化するべきではありませんか。

また、そのために必要となる京都市との協議について、これまでどのような協議をしてきたか、明らかにするべきと考えますがいかがですか。まず、ここまでお願いします

【知事・答弁】 西山議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援医療助成制度についてでございます。

本制度は、すべての子育て家庭を社会全体で支える観点から、所得制限を設けず、京都府と市町村が一体となつてつくられてきた全国トップクラスの制度であり、今回のコロナ禍にあっても親の収入に左右されることなく、子どもの健康を守ることができる子育て支援策として、実施してきております。京都府の役割は、制度の基礎となる部分を作ることにあり、市町村に対して毎年度 20 億円を超える財政支援を行っております。そのうえで、各市町村においては、地域の実情を踏まえて独自の上乗せ措置を講じられております。

京都府では、平成5年度の制度創設から、これまで市町村と協議を重ねる中で制度の充実を図ってきており、令和元年9月からは、通院時の自己負担上限額を1/2に軽減したところでございます。今後の制度のあり方につきましては、拡充後の利用の状況等を見極めますとともに、市町村や医療関係者の意見を十分聞いてまいりたいと考えております。なお、子どもの医療費助成につきましては、全国一律の制度化や、医療費助成を行った場合の国民健康保険の「国庫負担金減額調整措置」、いわゆるペナルティの廃止につきまして国に要望してきており、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・答弁】 京都市との協議についてでございます。

先ほど知事からご答弁させていただきました通り、本制度は府内全ての市町村と慎重に協議を重ね作り上げてきたものであり、京都府の役割は制度の基礎となる部分をつくることにあります。

制度の充実を図るため、これまで京都市をはじめとした市町村と制度のあり方について検討を行い、入院につきましては対象年齢の拡大、通院につきましては対象年齢の拡大や、自己負担上限額の引き下げを図ってきたところでございます。

【西山議員・再質問】 ご答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

全国トップクラスとのことですけれども、先ほども紹介したように、保護者の方の負担額という点で言いますと、本府よりもさらに充実されたところはいくらでもあります。

また令和元年度以降の状況を見極めるとのことですけれども、まさに、その後の状況が先ほど紹介

したように、受診をためらう方がいらっしゃる。その結果、症状が悪化した子どもがいるという、こういう状況なんです。だから拡充を求める声が上がっているのに、そのことについて、いま、全く答弁がありませんでした。子どもの命がかかっている問題です。加えて、「このままでは京都に住み続けられない」という若い世代の声にどう向き合うのかということも問われています。

この状況の中で中学校卒業まで無料化すべきではありませんか。この点について、再度ご答弁をお願いいたします

【西脇知事・再答弁】 西山議員の再質問にお答えいたします。

これは制度拡充、3,000円を1,500円に引き下げてから、時間はそんなに経っておりませんし、この間コロナ禍に依ります受診控え等、そうしたものがどういうふうに診療に影響を受けてるか、そういうことも含めまして、先ほど申し上げましたように拡充後の状況を見極めながら、引き続き市町村や医療関係者の意見を十分に聞いてまいり、今後の事を検討してまいりたいと考えております。

【西山議員・指摘要望】 知事、やはり府民の声を正面から受け止めるべきです。

コロナ禍で子育て世代が孤立して、経済的にも非常に苦しい。そんな時にお医者さんに相談に行けるようにするのが、この支援だと思います。

本府は、全国的に見ても決してトップレベルでは言えないということは先ほど申しましたが、府内どこでも中学校卒業まで無料化実現へ、このことはすぐにでも決断できることです。是非、知事の決断を求めて、次の質問に移ります。

生活困窮する学生に給付制奨学金の創設、実施を

【西山議員】 次に、学生支援についてです。

この間、地域のボランティアの方々が実施している食材支援の取り組みに、多くの学生が参加していることを紹介してきました。第5波の最中には、学生から「バイトの募集を探しても見つからない。見つかっても多くの学生が応募するので、競争率が高くなっている」という状況もお聞きしました。直近、5日に行われた食材支援の場でも学生から、「アルバイト収入がゼロではなくなったけど、まだ家賃すら払えない。奨学金が頼りになっている」「以前なら月5万円の収入だった。今は複数の短期のバイトをつないで月2万円だけ」といった声もあがっていました。

このように、市民や大学等による緊急の食材支援が必要な状況がまだまだ続いております。そもそも学生が自らの生活費をアルバイト収入で工面しなければならず、収入を失えばたちまちに生活困難に陥る状況こそ、改善しなければなりません。その背景には、大学の高すぎる学費負担があります。学生や保護者、大学関係者を含めた長年の運動の中で、2012年に政府は国際人権規約13条「高等教育の斬新的無料化」を批准し、教育の無償化を国際公約としました。その後、2020年に国は住民税非課税世帯等を対象に学費の減免制度、および給付型の奨学金を実施しましたが、全体から見れば対象がわずかであり不十分でした。この最中にコロナ禍が起これ、学生の中で授業料半額引き下げを求めるネット署名が全国で短期間に200大学以上1万5000人以上に広がり、先の制度のコロナ特例や学生に10万円を支給する学生支援給付金の実現しました。しかし、この学生給付金も対象を学費減免制度と同程度の人数に限定し、大学ごとに予算を振り分けて実施したため、多くの学生が申請すらあきらめる事態を引き起こしました。そうしたもとで、この間多くの学生が「コロナ禍で親の収入も減って頼れないが、アルバイト募集もなく生活できない」といった声があがる状況になっています。そもそも、学生の生活を支えるための制度が必要です。本府はこれまで、「大学生にかかる就学支援は高等教育を

所管する国において行われるもの」として学生への経済支援は国への要望にとどめ、独自の実施には背を向けておられます。そこであらためて本府が給付型奨学金の創設を実施することこそ必要と考えますがご所見をうかがいます。

また国は現在、先にも紹介した学生支援給付金を昨年度と同じ対象、同じ要領で実施する方向で検討されています。対象人数が少ない上に、予算を機械的に大学に振り分けて、要件に該当しているのに給付されなかった、またそもそも申請を躊躇させたという教訓をまったく省みていないことが問題です。そこで、国に対し、学生支援給付金の対象を大幅に広げて実施すること、授業料が半額にできるよう、大学への交付金や私学助成を抜本的に拡充等の財政支援を実施することを求めるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【佃文化スポーツ部長・答弁】 コロナ禍での大学生支援についてでございます。

府独自の給付型奨学金制度の創設についてであります。大学生に対する就学支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において財源を含めて全国で統一的に行われるものと考えております。

国が昨年度高等教育の修学支援新制度を創設し、年収 380 万円未満の世帯を対象として、授業料の減免と給付型奨学金を併用し高等教育への就学を支援しており、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した家庭も対象となるなど制度拡充も出されたところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、学生が安心して学び続けられる環境を守ることは大変重要であり、このため全国知事会から国に対して、学生の経済的負担の軽減や就学支援の要件緩和について要望するとともに、京都府からも学生支援について繰り返し要望してきたところでございます。また京都府では昨年度の累次の補正予算に加え、本年 5 月及びこの 11 月補正予算でご議決いただきました大学等教育環境研究支援事業費及び年末年始緊急生活支援事業費により、食材生活必需品等の配布など厳しい環境にある学生の生活支援を実施しているところでございます。今後とも大学と連携し、困っている学生の皆さんに寄り添った支援に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に学生への給付金についてであります。先月 19 日に閣議決定されました国の経済対策において、学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給が盛り込まれ、支給対象となる学生が昨年度の 43 万人から 67 万人に大幅に拡大されるところでございます。京都府と致しましては支援の必要な学生に対ししっかりと制度が活用されるよう、引き続き大学と連携して学生に丁寧にお知らせしてまいりたいと考えております。また大学の授業料につきましては、国立大学におきましては国が定める金額を標準額とし、社会経済情勢等を総合的に勘案して設定されており、また私立大学におきましては各大学の運営方針や経営の観点から各大学独自の判断で設定されております。その上で国におきましては経済的な理由で学費負担が困難な大学生につきましては、昨年度から入学金の減免制度が創設されるなど、負担軽減の大幅拡充がなされているところでございます。学生の厳しい経済状況を踏まえまして、全国知事会の緊急提言などにおいて、学生の経済的負担の軽減を繰り返し要望しているほか、京都府といたしましても大学運営費交付金や私学助成の増額、給付型奨学金の対象拡大など国制度の充実を求めているところでございます。学生が経済的理由で学業を諦めることがないよう、引き続き国に要望するとともに、大学が行う食材生活必需品の学生の配布などの取り組みを支援するなど京都府として必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

【西山議員・再質問】 本府の取り組み、給付型奨学金の創設について再質問いたします。

この間の本府の大学を通じた食材日用品配布支援については我々も求めてきたもので歓迎しており

ます。しかしその上で、今必要なこととしてやはり生活を支えるための奨学金が必要だと思えます。私立大学教職員組合連合の皆さんが今年夏に府内の大学法人を対象にして実施されたアンケートでは、府の補助金なども活用して食材支援をやってきたけれども、学生のさらなる経済的支援を行政に求めておられるとのことでした。

長野県や沖縄県など、地方自治体でも独自の奨学金制度を設置されているところもあります。また熊本県などコロナ禍において地域内また出身の学生に対する給付金を実施されたところもあります。本府が学生の実情に答えるかどうかが問われているのではないのでしょうか。なぜ検討できないのか、他県もやっていることですからぜひ検討を頂きたいと思えますが、再度お答えを願います。

【文化スポーツ部長・再答弁】 西山議員の再質問にお答え申し上げます。

コロナ禍におきましても、学生が安心して学べる環境を守っていくことは大変重要だと考えてございます。京都府ではこれまで累次の補正予算により、オンライン環境の整備や学生食堂のパーティションの設置、寮の相部屋の解消、さらには本年11月補正予算でご議決いただきました年末年始緊急生活支援事業費などにより、食材や生活必需品の配布など、経済的に厳しい環境にあります学生を支援してまいったところでございます。今後とも学生が経済的理由で学業を諦めることがないように引き続き大学と機密に連携し、学生への支援に努めてまいりたいと考えております。

【西山議員・指摘】 ご答弁いただきましたけれども、今やっている支援に留まらず、家賃や水光熱費など生活のための費用をどう捻出するかと苦悩している学生に、追加でどうやって心を寄せた支援が必要かといった検討をするべきだと私は考えます。府独自の奨学金制度を創設するために、具体的に検討して踏み出すべきだということを改めて指摘して次の質問に移ります。

府立高校生のタブレット端末購入は公費負担にせよ

【西山議員】 来年度より、政府の「GIGAスクール構想」にもとづき、府立高校でも「1人1台タブレット端末」が導入されます。この構想そのものが現場から生まれたものではなく、国から教育現場にもICT化による業務効率化をおしつけるもので、本来必要とされる、教員を抜本的に増やし、少人数教育で1人ひとりの子どもと向きあうという教育のあり方が横に置かれて進められてきました。そのため、小中学校をはじめ多くの教育現場から「対応が追い付かず、コロナ対応もあわせて業務量が多くなる」といった声があがっています。府立高校においては、今年度5校で先行実施し、来年度には全校で実施するという、タブレットありきのスケジュールで進められています。また実施にあたっては、高校が義務教育期間でなく、また端末を最終的に自分のものとすることから他の教材と同じく自己負担で行うとされています。しかし、高校への進学率は99%で、公立高校の役割は大きくなっています。教材費といっても端末は約7万円で高額です。

ある保護者の方によると今年度1年生になった子どもの費用として、制服・体操服代で8万円、教科書代が5万円、交通費として年間8万円、修学旅行の積立金6万円、さらに部活のためにユニフォーム代など3万円かかり、合計で今でも30万円がかかっているとのことでした。ここにタブレットの約7万円に加え、授業で活用する教材アプリの中には1万円近いものもあります。こういった状況のもとで「コロナ禍でしんどいのに、まだ負担をかけるのか」と怒りの声をあげておられました。ほかにも教育そのものの変質、個人情報の流出や視力低下など健康面への不安についても多くの声を聞いてきました。さらに高校生からも「タブレットを使いたいだけじゃないか」といった厳しい声もありました。

本議会にも請願が出されていますが、府民の願いは「教育の無償化」であり、給食費など授業料以外にかかる負担への支援が本来は必要ではないでしょうか。この間、先行実施の5校では、修学支援制度を利用する生徒がいるにもかかわらず低所得者世帯への貸出実績がゼロの学校もあるとうかがっています。実際には家庭の事情がクラスメイトに伝わるのをおそれて、無理をしてでも購入している実態があるのではないのでしょうか。

文科省の調べでは、都道府県のうち18府県が公費負担での導入を今年8月時点で決めており、本府にもできないことはありません。本議会には公費での導入を求める請願がWEB署名を合わせて7070人分とともに提出されています。そこで、うかがいます。タブレット端末の自己負担方針については撤回し、全員分を公費負担へ切り替えるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【橋本教育長・答弁】 西山議員のご質問にお答えいたします。府立高校における生徒一人一台のタブレット端末の導入についてでございますが、来年度の新入生から端末を活用した新たな学びを全校で推進するにあたり、生徒・保護者に自費での購入をお願いすることとしております。その理由と致しましては、高校段階においてはタブレット端末を授業だけではなく、家庭での自学自習や興味関心に基づく探究的な学習など、個人の学びの進化につながる場面で活用することが、小中学生に比べてより重要視されることが挙げられます。さらに生徒自身が様々な場面での活用方法を自ら発見し、主体的な学びにつながることを期待できるため、文房具のように、いつでもどこでも自由に活用できるように自費購入が適していると考えたところであります。

一方でタブレット端末の購入が各ご家庭への更なる負担となることは、府教育委員会としてもしっかりと受け止める必要があると考えております。このためタブレット端末購入費用の精査、縮減に加え、副読本など在学中の購入物品の見直しといったトータルでも負担軽減を検討するとともに、住民税非課税世帯への端末の貸し出しや端末購入に利用できる貸付金などの支援制度についても周知に努めているところです。

さらにこの間、府議会の各会派から負担軽減についてご指摘をいただいていることを踏まえ、タブレット端末購入に対するさらなる支援の拡充に向け予算編成過程の中で検討を進めているところでございます。また国が定めるセキュリティガイドラインを満たすための端末管理ソフトの導入経費など、タブレット端末の機器本体以外に要する費用について、国に対して必要な予算処置を要望しております。

府教育委員会と致しましては、保護者負担の一層の軽減を図りながら、府立高校において一人一台端末を活用した個別最適な学びと、生徒の主体的協働的な学びをしっかりと推進してまいります。

【西山議員・再質問】 ご答弁いただきました。今主体的な学びのためということですが、タブレットを使って授業されているのは、京都府だけでなく全国で行われているわけで、その中で公費負担されている県もあるわけですから、コロナ禍で就学支援制度を利用したくてもできないような水準の方も含めて、苦しい実態がある中でさらなる負担を今強いていること自体やっぱり今問題だと思うんです。そのためにさらなる負担軽減の検討というお話もありましたけれども、やはり原則としての自己負担方針、この撤回が私は必要だと思います。

またこれまでの常任委員会の中では、他の教材費や修学旅行の積立金などを総合的に見直すことを学校に通達しているというお話も伺ってきました。こういったことを学校任せにしたら、タブレット以外の教育を削っていいのかっていうそういった私は疑問も出てくると思いますが、その点も大変問題だと思っています。

そこで再質問いたします。タブレット導入をめぐる問題は、経済的負担だけではありません。

先に紹介したように個人情報や目の健康、現場ではただでさえ教員の人数が不足しております。こうしたもとの、経済的負担に関する府の支援は大変重要だと思うんです。一度自己負担の方針としたところでも、今東京都ですね、現在開催中の議会の中で自己負担額引き下げる補正予算が提案されているということです。そういったことから公費負担に向けて今からでも再検討すべきだと考えますがいかがでしょうか。その点を再質問いたします。

またもう一点、先ほども紹介したように周囲の目を気にして借りない生徒が今現に出ているという問題が起こっています。これも原則自己負担の方針だからこそ出る問題だと考えます。この問題に対応しないまま来年度スタートというスケジュールありきで進めるのは問題だと思います。問題ではないでしょうか、この点について2点お答えください。

【教育長・再答弁】西山議員の再質問にお答えいたします。公費で整備をすべきだということでございますが、全国的には公費で整備するところと、自費購入方式を取るところ、概ね同数という状況でございます。このように端末整備にかかる費用負担の考えた考え方については、都道府県によって分かれるところですが、小中学校と違いまして国の財政措置がない中、公費で整備される自治体ではランニングコストや将来の端末更新にかかる財源確保の課題に加えまして、大変多くの台数の個々の備品管理が継続的に必要になるという負担の課題もございます。もう一方で自費購入方式とした場合には、保護者負担は伴いますが、自身の文房具としてより自由に利活用がはかれる他、卒業後も手元にタブレットが残り、引き続き使えるというそういう受益の面でのメリットも考えております。以上のようなことによりまして、京都府におきましては自費購入方式をとっているということでありまして。ただし先ほど申し上げましたように、決して安価なものということではありませぬので、端末購入に係る保護者へさらなる支援拡充についてはしっかりと対応はかってまいりたいと考えております。

それから低所得世帯の生徒への配慮と申しますか、なかなかの貸し出しを使いにくいといったことがあるんじゃないかというお尋ねですけど、当然各校の教育活動を行う上で、自費で端末を購入した生徒と貸出端末を使う生徒との間になら差を生じさせることなく、等しい教育環境を整えていくことは当然のことだと思っております。このため先行校におきましても、購入端末と貸出端末の生徒への配布を同時に行う、また端末に貼り付ける管理番号を連番にするといった様々な工夫をしまして、貸出を受けていることが他の生徒に分からないよう、配慮を行っているところでありまして、こうした面での配慮というのは今後とも十分留意をして取り組んでまいりたいと考えております。

【西山議員】ご答弁いただきました。財源問題ということが出ましたけども、それならば「子育て環境日本一」を掲げているわけですから、思い切った支援をすればいいと私は思うんです。加えて今出てきている問題ですね、貸し出しを実際借りてない生徒がいる問題について、これはいろいろ現場で工夫されているけれども、出てきているという事を直視すべきだと思います。そういった中で、あくまで来年度スタートで自己負担の方針を変えない生徒の間に分断が起こっているけども、今は立ち止まらないとしているのは大変問題だと思います。

そのことを厳しく指摘して、公費負担への方針を転換することを改めて求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました

以上

成宮 まり子議員（日本共産党・京都市西京区） 2021年12月10日

9条改憲、敵基地攻撃能力保有等自衛隊と米軍との一体化の動きについて

【成宮議員】日本共産党の成宮真理子です。通告に従い、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、憲法改定や自衛隊の「敵基地攻撃能力」保有、米軍との一体化などの危険な動きに関わり、3点伺います。

1つめに、「敵基地攻撃能力」の保有、憲法9条改定についてです。光永議員の代表質問に、知事は「憲法改正は国民の間で幅広く議論されるべき」と答弁されました。しかし、いま問題になっているのは、憲法一般を広く議論するかどうかではありません。自民党が改憲4項目を掲げる下、岸田首相は所信表明演説で初めて「敵基地攻撃能力保有」の検討を表明し、憲法改定へ「国民の議論を喚起しよう」と述べました。歴代政権の憲法解釈を覆す立憲主義の破壊であり、9条を空文化し、日本を「海外で戦争できる国」に変えようとするものです。

しかし、国民世論は、どの世論調査でも9条改憲を望む声は多数ではありません。その下で、9条改憲を急ぐ危険な国の動きに、知事は反対を表明されないのでしょうか。京都府は、日本海に突き出した丹後半島の最先端に、米軍のためのミサイル探知レーダー基地が置かれ、舞鶴には日本海側で唯一の軍港があります。

日本海周辺における、中国による軍事的緊張を高める行動は、批判されなければいけません。しかし、「軍事には軍事で対抗する」立場で、安倍元首相のように「台湾有事は日米同盟の有事」だと集団的自衛権の発動まで持ち出し、軍事的挑発をけしかけることは危険極まりないものです。緊張がエスカレートして軍事衝突になり、府民が巻き込まれ攻撃の対象となりかねません。

こうした危険から、府民を守らなければなりません。危険を減らすには、「軍事対軍事」の悪循環から抜け出し、憲法9条にもとづく平和的・外交的努力をつくすしか道はありません。

知事は、府民の安全を守る立場に立ち、改憲をめざす国の動きに反対すべきと考えますが、いかがですか。

2つめに、府域で進む自衛隊と米軍との一体化、実戦化についてです。

今年に入り、台湾周辺での自衛隊とアメリカ、イギリスの空母も含む6カ国海上演習、6月7日の日米合同演習「オリエン特・シールド」、9月から11月の全陸上自衛隊による30年ぶりの大演習、現在、日米統合指令所構築演習など、全国で日米大演習が途切れなく実施される異常事態となっています。その一環で、府内でも、11月末、宇治黄檗の自衛隊駐屯地などで、陸上自衛隊と航空自衛隊による迎撃ミサイルパトリオット配備防護訓練が行われました。住民の通報で、わが党の水谷議員が現地を調査すると、パトリオット発射機が配備され、一体を有刺鉄線で囲み自衛隊員が防衛する姿が間近に見え、住民からは「住宅地のすぐ横でミサイル発射装備を置いて訓練なんて恐ろしい」と声が上がっています。

舞鶴港の問題は、代表質問に知事は、米艦船は日米地位協定にもとづき通告すれば入港できる。自衛隊専用岸壁だから府としての判断はいらなかった、と答弁されました。これを聞いた舞鶴の方々からは「他人事のような。米艦船は改良型トマホークを搭載しており、核兵器を積んでいるかも知れないのに」と怒っておられます。

また、陸上自衛隊演習時には、舞鶴の民間港そのものが使用されました。わが党議員団と舞鶴市議団が現地を調査した10月1日には、新日本海フェリー「はまなす」から40台もの軍用車両が降ろされて港の駐車場を占領し、自走砲、装甲車などの兵器が、覆いもかけずに街中を運搬され、市民から

「なんだこれは戦争準備か」と不安の声が寄せられています。この演習では、JR 京都駅も使用して、桂自衛隊などからも軍事物資や隊員移送が行われました。加えて、米軍オスプレイの飛行を目撃したとの声が、私の地元でも相次いでいます。滋賀民報社が11月25日に大津市上空での飛行を撮影し、航空機レーダーの追跡で、京都市内から大津市上空への飛行航路を確認したと報じています。

このように、自衛隊と米軍とが一体化した訓練が激しくなっていますが、これは、日本とアジアの平和に逆行し、府民を危険に巻き込むものであり、反対すべきと考えますが、いかがですか。

3つめに、重要土地調査法についてです。

政府は、来年9月の全面実施へ、5月までに運用の基本方針をまとめ、対象区域を決めるとしています。防衛省は、府内で、現在対象となる候補は、自衛隊33か所、米軍1か所であり、令和元年度までの調査で対象土地の所有者数は、福知山で240人、桂230人、宇治・祝園610人、大久保150人、舞鶴700人、米軍経ヶ岬90人、合計1920人としていますが、「概ね1キロ」の範囲では明らかに実態より少なくなっています。さらに、「重要施設」が生活関連施設に拡大され、「概ね1キロ」も広げられれば、多くの府民が調査対象になります。

太平洋戦争開戦の日である12月8日、西京ピースウォーク実行委員会による桂自衛隊をめぐる学習会が行われましたが、この法律について、「1キロ圏内に住んでいる。家族・交友関係、どこまで調査されるのか不安で怖い」「不動産の売買に規制がかかると聞き驚いている」「戦前のような住民監視はやめてほしい」などの声が相次ぎました。戦前のような住民監視社会を許してはなりません。

さらに、この法律は、自治体には、対象者の個人情報をも本人の同意なく提供させようとするものです。憲法に保障された基本的人権、地方自治体の個人情報保護の責務に背くような政府の調査に協力させるなど、住民を守るという自治体の役割に反するのではないのでしょうか。

このような重要土地調査法は、憲法違反であり、法律施行に反対・撤回を求めるべきではありませんか。また、本府として、本人同意なく個人情報提供を行わない立場に立つべきではないのでしょうか。

【西脇知事・答弁】 自衛隊の敵基地攻撃能力保有等についてでございます。

外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針である、国家安全保障戦略等の改訂について、国は敵基地攻撃能力の保有も含めあらゆる選択肢を検討するものと承知をしております。今後、国の国家安全保障会議等において、検討が進められることとなりますが、自衛隊の敵地攻撃能力の保有や防衛関係費の増額等につきましては、我が国の安全保障に関わる国の専権事項であり、国において国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

また、憲法改正につきましては、国会が発議し国民投票において過半数の賛成が必要である旨、憲法の中で定めており、そのあるべき姿を議論することは憲法において予定されているところでございます。憲法の改正を議論するにあたりましては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を維持したうえで、それをどのように守っていくかという観点から、国会を中心に国民の間で真摯に幅広く議論されるべきものと考えております。

【野本総務部長・答弁】 自衛隊と米軍との一体化、実戦化についてでございます。

経ヶ岬通信所においては、本年6月下旬から7月上旬の間にかけて警護訓練が実施されましたが、従来からのテロ等に備えるための日米共同のための警護訓練の一貫として実施されたものであり、経ヶ岬通信所をとりまく情勢の特別な変化によるものではないことを防衛省に確認しております。日米共同の警護訓練の実施におきましては、安全保障に責任を有する国において判断されるべきものではありますが、京都府としましては、訓練中における安全管理体制の徹底はもとより、地域住民の生活に

影響を与えないよう十分な配慮を求めるなど、府民の安心安全を守る立場から問題が生じるような場合には、速やかに厳しく対応を求めてまいります。

次に、重要施設周辺および国境離島等における土地等の利用状況の調査および利用規制に関する法律（いわゆる重要土地等調査法）についてでございます。この法律は防衛関係施設、海上保安庁の施設などの重要施設の周辺並びに国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等が重要施設及び国境離島等の機能を阻害する行為のように称されることを申し入れるための措置について定められたものであると承知しております。

同法は今年6月に可決・成立し、来年9月の全面施行に向けて、国において準備が進められているものと承知しておりますが、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止につきましては、我が国の安全保障に責任を有する国の専権事項であり、同法の施行にあたっては、国において国民に対する丁寧な説明がなされるべきものと考えております。また、京都府個人情報保護条例におきましては、法令等に基づくときには個人情報の提供の制限が除外されているところであり、重要土地等調査法におきましては、内閣総理大臣は土地等利用状況調査のために、必要がある場合においては、関係地方公共団体の長等に対して、利用者等関係情報の提供を求めることが出来ることとされており、その求めがあったときは提供するものとされているところでございます。

【成宮議員・再質問】まず、知事お答え頂きましたけれども、改憲一般の議論が焦点ではないんです。立憲主義を壊そうという国の動きが強まっている、そして敵基地攻撃能力などあらゆる選択肢と国が憲法を破って突き進むそのもとで、国の問題だというふうに言うだけで良いのかと言うことが問われていると思うんですね。

再質問を3点させていただきます。

1つは、9条改憲の動きと一体となった、自衛隊・米軍の訓練に、あちこちで府民の「本当に怖い」という声をあげておられるんですね。この府民の声にに応えないのかという問題です。京都は、舞鶴も、宇治、大久保、桂でも、住宅地に隣接して町の真ん中に基地があるのが特徴となっています。府民の不安は当然だ。11月29日に「平和憲法を守り生かす京都共同センター」が申し入れをされています。「日米共同訓練に反対せよ。少なくとも訓練の詳細内容について把握を」と求めておられるわけです。お答えには、訓練について問題が起きたときには厳しく対処するみたいな話があったんですけども、具体的にお聞きしたいんですが、さきほど指摘しました宇治でのパトリオット訓練、舞鶴民間港を使った訓練が行われている。さらに11月の米軍オスプレイの飛行などについて、府として事前に情報をつかみ、府民を不安にしないために訓練の中止も含めものを言うべきではなかったのかと考えるわけです。なぜ言わなかったのか、お答え頂きたいと思います。

2点目、米艦船の舞鶴への入港についてです。知事が可否の判断ができるように日米地位協定の見直しを求めるのはもちろん必要ですが、その以前にも少なくとも「核を積んでいない」ということを証明する非核証明書の提出を、米軍や防衛省に求めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

3点目に、重要土地調査法についてです。法律に基づいて、自治体に対して自治体の個人情報保護条例にかかわらず、情報提供をさせるというしくみになっており、非常に重大だと思います。実施について、国は、実施に区域指定や情報収集などについて、事前に自治体首長の協力を求め、また意見を聞くとなっています。どんな協力以来が国からあって、府としてどんな情報を提供し、どんな意見を述べているのか、明らかにしていただきたいと思いますが、お答えください。

【野本総務部長・再答弁】成宮議員の再質問にお答えします。訓練につきましては、国の専権事項と

なっておりますので、国においてきちんと説明をして頂きたいと考えております。可否につきましては専権事項でございますので、国においてきちんと説明して頂くことになろうかと思っておりますけれども、私どもとしましては、地域住民の生活に影響を与えないよう充分配慮を求めるとともに、安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合には速やかに、厳しく対応を求めてまいりたいと考えてございます。

3点目の土地等調査法につきましては、まだ法律が施行されていないところでございますので、施行にあたりましては、国民に対しましてきちんと説明をして頂くことが大切だと考えております。

【成宮議員・指摘要望】 具体的に3点、府民の疑問に答える、府民を守る立場で質問させていただいたんですが、何も答弁ありませんでした。引き続き、指摘しましたこの間の日米一体となった訓練が府民を不安にしている。こういうことについて、事前に情報をつかんで、そして中止も含めて府民の立場でものを言っていく。そのことを強く求めたいと思います。それから、重要土地調査法についても、具体的にどんな要請があって何を答えているのか、何も具体的にお答がありませんでしたが、非常に重大だと思っておりますので、引き続き明らかにするように求めたいと思います。こうしたことを国の専権事項だというだけではなくて、府民を守る立場で、府民を代表する立場で、知事が国に言うべきことを言っていただくというのが必要だと思うんです。そして「軍事対軍事」という悪循環から抜け出し、改憲や日米一体化を許さない立場に立つてこそ、府民を守る道であることを指摘し、次の質問に移ります。

府立文芸会館は府民の文化芸術活動の拠点として存続・発展させるべき

【成宮議員】 次に、京都府立文化芸術会館の存続・発展についてです。

文芸会館は、京都府開庁100年を記念し、府民の文化芸術活動の拠点として1970年に開館し、演劇・古典芸能・舞踊・音楽などさまざまなジャンルの上演に適した舞台芸術専用ホールと、美術・工芸作品の展示室などの総合文化施設として、府民に愛されてきました。昨年、開館50周年にまとめられた『50周年に寄せて』には、京都のみならず全国の関係者からの声が寄せられています。

俳優のイッセー尾形氏は、「一人芝居は細かさがいのち。様々なニュアンスを繰り出してお客さんの反応を探っていきます。思い切りの囁き声も使いたいのですが、たいていは後ろまで聞こえません。が、この劇場は届いてると、自分の耳でもわかります」と、チェロ奏者の河野文昭さんは「恩師のずっしりとした低音が聞きたくて欠かさず通いました。生の音を聞く喜びは録音では得られません。舞台と観客が近く、残響も多すぎないことから、演奏者の表現を細部まで聴くことができるのが大きな魅力」と語っておられます。

建築家の富家宏泰氏の傑作の1つとされる建物とともに、優れた専門スタッフの存在が、プロにもアマチュアにも喜ばれ、府民が発表や観賞できる場を支えてきました。40年以上続く「Kyoto演劇フェスティバル」が実行委員会により運営され、多くの才能が全国や世界へと羽ばたいています。

芸術文化基本法は、芸術・文化の創造・享受は人々の生まれながらの権利であることを強調し、国と自治体には、人々の文化芸術活動を保障する環境整備を求めています。本府の文芸会館はまさにそれを体現し、すべての府民を対象に、誰もがいつでも気軽に足を運び、表現・発表活動ができる、表現活動が豊かになるよう専門家が支えるなど、公共の文化芸術施設に求められる役割を先駆的に発揮してきたのではないのでしょうか。

コロナ禍で、多くの府民がさまざまな影響を受けている今こそ、文芸会館の歴史的な役割をふまえ、府民の文化芸術の拠点としてさらに発展させるべきと考えますが、いかがですか。

すべての子どもたちに、文化芸術の鑑賞・創造の機会を保障する取り組みを

【成宮議員】最後に、コロナ禍の子どもたちの文化芸術の鑑賞・創造機会の保障についてです。

2年に及ぶコロナ禍、子どもたちにも貧困と格差が深刻な影を落としています。一昨年春の全国一斉休校では、突然学校生活を失い、その後もプールや運動会、合唱コンクールや修学旅行、遠足、放課後も友だちと自由に遊ぶことが制限されるなどの中、多くの子どもが心の内を表現できないでいたり、のびのびと豊かに学び育つ機会や体験が失われていると、専門家も指摘しています。

そうしたなか、文化庁が「日本のすべての特別支援学校・小学校での舞台芸術鑑賞教室の実施に向けて」という調査に踏み出し、今年、日本児童・青少年演劇劇団協同組合より調査が行われました。先日は、京都児童青少年演劇協会が要請に来られ、その結果について教えていただいたところです。

調査は、全国の支援学校 1,150 校、小学校 19,490 校へ、2019 年度からの 3 年間、舞台芸術鑑賞を実施しているかどうかを直接聞き取ったものです。その結果、小学校では 2019 年度は 64%が鑑賞会を実施していましたが、2020 年度はコロナの影響も受け 21%に減り、2021 年度は少し回復して実施予定が 35%となっています。

コロナ前も府県による差が大きく、東北地方や、県内巡回公演など学校連携してきた静岡・愛知などでは 8 割 9 割が実施し、沖縄も児童青少年舞台芸術国際フェスティバルの開催を継続するなど 6 割以上で実施されています。

京都は、小学校で 2019 年度 57.8%、2020 年度 19.6%、2021 年度 30.7%と、全国平均よりも下回る結果となっています。

そもそも学校鑑賞は、格差なく優れた文化に触れられる良い制度ですが、学校や自治体からは「授業時間が確保できない」「予算がない。保護者からの徴収は困難」などの声があり、年々機会が失われてきたうえ、コロナ禍で困難が増しています。

しかし、舞台鑑賞に参加した子どもたちは、「初めて演劇を生で見た。友達と一緒に笑ったり、感想を出したり、すごく楽しかった」「興味ないと思っていたけど、刺激があって興味が湧いてきた。また見たい」「音楽と一緒にみんなで歌ったのが良かった。気持ちいいという感覚になれた」などの感想を寄せています。コロナ禍でこそ、ぜひ全ての子どもに鑑賞機会を保障することが求められると考えます。

それには、全校一斉にするやり方だけではなくて、学年や回数を分ける、少人数でのワークショップと鑑賞の組み合わせなど、工夫がいきます。ある小学校では、演劇公演を学年ごと 6 回に分けたものの、予算は公演 1 回分のままだしか出せなかった、劇団が子ども達のことを思って 1 回分の公演料で 6 回公演を行なったといいますが、これでは続きません。行政が財政的保障をしっかりと行うことが必要です。

一方、子どもたちに作品を届けてきた劇団や音楽家も、コロナの影響が大きく、長い歴史をもつ劇団が存続の危機にあり、俳優や演奏家、技術者のみなさんが、アルバイトや転業してしまったりして、舞台上に立つ人も裏方さんもないという深刻な状況です。

そこで、学校でのとりくみをはじめ、全ての子ども達を対象にした文化芸術の鑑賞・創造発表の機会を保障すること、また文化芸術関係者の仕事をつくるためにも、市町村や学校、保育園・幼稚園関係団体、文化芸術団体と連携し、財政的保障も含め具体化をしていただきたいと思います。いかがですか。お答えください。

【中地大学改革等推進本部事務局長・答弁】府立文化芸術会館についてでございます。

府立文化芸術会館は、昭和 45 年 1 月、京都府庁開庁 100 周年記念事業の一つとして、演劇、古典芸

能、舞踊、音楽などの舞台芸術、及び美術、工芸などの視覚芸術の両者を統合した文化施設として開設されました。さる令和2年には開館50周年を迎えたところであり、この間、京都における文化芸術活動の拠点として幅広い方々に親しまれ、延べ960万人を超える皆様にご利用いただいております。

一方、ハード面においては、築50年を超え老朽化が著しく進んでいるため、この間、京都府といたしましても、舞台設備の更新や空調機器の修繕など、必要な整備を行ってきたところでございますが、耐震機能上の課題や施設設備の抜本的な改修の必要性を有する状況にあることから、すみやかな機能移転が求められているところでございます。このような状況を踏まえ、京都府といたしましては、これまでから、北山エリアの旧総合資料館跡地活用の一環として、文化芸術会館や京都子ども文化会館の機能継承を念頭においた、舞台芸術、視覚芸術の拠点施設の整備をめざしているところでございます。

新たな施設整備においては、例えば舞台と観客の一体感を醸し出すホールや、バレエにも対応できる袖の広い舞台など、文化芸術会館や京都子ども文化会館の優れた部分を継承するとともに、民間の劇場では整備が難しい、創作活動のための空間を集積させるなど、今の時代に求められる新たな機能も付加しながら、京都における芸術の創造・発表の拠点として、充実・発展させてまいりたいと考えております。

【佃文化スポーツ部長・答弁】 子ども達の文化芸術の鑑賞・創造機会の保障についてでございます。

文化芸術は人々に感動と希望をもたらし、子どもたちの豊かな感性や創造力を育む上で、たいへん重要な役割を果たすものだと考えております。このため、次代を担う子どもたちが学校の授業で文化に親しんでもらえるよう、小中学校に能・狂言や茶道・生け花等の専門家を派遣し、質の高い文化体験の機会を提供するとともに、日頃から文化の魅力を体感できるよう、京都府ミュージアムフォーラム参加館において、地域の文化資源をめぐり、体験したことを発表し合う体験ツアーなどに取り組んでいるところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リアルな文化の鑑賞や体験・交流などの実施が困難な状況となったことから、文化庁等との連携による伝統文化親子教室などを通じて、レクチャー動画を制作配信するなど、子どもたちの文化への関心が途切れることがないよう、取り組みを進めているところでございます。また、今年度新たに、親子で複数の伝統芸能、伝統工芸を一度に体験することのできる京都府伝統文化体験フェスティバルの実施を予定しており、子どもたちが文化芸術を鑑賞し、創造・発表する機会を充実強化していくこととしてございます。

今後とも、文化庁や市町村、学校、地域の文化施設と連携し、文化芸術を通じて子どもたちの豊かな感性と想像力を育んでいきたいと考えております。

また、文化芸術関係者の仕事づくりについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な打撃を受けた芸術家等の皆さまを支援するため、京都府では、京都府ウィズコロナ文化活動支援補助金による、舞台関係者の公演機会の確保や、府立植物園を会場としたパフォーマンスフェスタの開催による、音楽や舞踊、大道芸などの発表機会の創出、アートコラボレーション京都の開催による絵画や彫刻などアート市場の拡大と販路の開拓、京都工芸美術作家協会と共同した染色・工芸などの東京での展示販売会の実施、などに取り組んで参りました。

今後とも、文化庁移転を契機として、市町村や文化施設、文化団体、民間企業等との連携の上、府内各地で舞台芸術の発表の機会を創出・充実するとともに、美術品等の展示販売の場の拡大などに取り組み、文化芸術関係者の活動を継続して支援してまいりたいと考えております。

【成宮・指摘要望】 まず、子どもたちの文化芸術の機会保障についてです。

京都府でもいろんな取り組みやっているというお話ですけれども、一体どれくらい子どもたちがその対象になっているのか、ということが今大事だし、コロナ禍を踏まえて、対象を文字通りすべての子どもたちというふうに、府として位置付けていく取り組みの引き上げが必要だというふうに思うんです。

それからもう一点、現場に聞きますと、やはりお答えにもありました、コロナ禍を踏まえて、生の演劇だとか音楽なんかの舞台鑑賞がコロナ禍で難しくなっている。その機会を位置づけるっていうことも含めて、非常に大事ななっていると思いますので、府が財政的な支援など抜本的に引き上げていただきたい。これ要望しておきたいと思います。

もう一点、文化芸術会館についてですけれども、北山エリアのお話が答弁の大部分でしたが、文芸会館をどうするのかというのは、また別の話ではないでしょうか。文芸会館そのものが、答弁の前半でもありましたように、建築や施設でも、専門技術者の存在でも、それこそ府民誰もが安価に気軽に鑑賞ができる場として、大事な文化拠点として、半世紀以上にわたってそれを蓄積してきた、かけがえのない役割を持っている、かけがえのない財産だというふうに思うんです。

それについて、老朽化や耐震ということが言われますけれども、それだったら本府が必要な改修など含めて責任を持つ、そのことこそ問われてるんじゃないでしょうか。さらに文芸会館が存続・発展できるように、府が責任を持つということを強く求めまして、これも要望して終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

以上

他会派議員の質問項目

12月8日(水)

●古林良崇議員(自民・京田辺市及び綴喜郡)

1. 京都府のジビエ消費拡大施策について
2. スーパーシティ構想再提案と南田辺西地区の発展について
3. 綴喜地域の社会インフラ整備について

●酒井常雄議員 (府民・城陽市)

1. 地域創生と移住促進について

●林 正樹議員 (府民・京都市山科区)

1. 大規模災害発生時の廃棄物対策について
2. 電子図書館・電子書籍貸出サービスの導入について
3. 住宅確保要配慮者への居住支援について
4. マンション管理適正化の推進について

●森口 亨議員 (自民・京丹後市)

1. 移住促進による地域づくりについて
2. 大学入学共通テストにおける丹後通学圏の高校生の現状について

12月9日(木)

●北川剛司議員(府民・京田辺市及び綴喜郡)

1. 山城地域の発展と道路整備について
2. けいはんな学研都市の発展について
3. ICTを用いた教育の在り方とネットいじめ対策について

●石田宗久議員 (自民・京都市左京区)

1. 新しい資本主義と京都経済について
2. 林業振興と森林保全の課題について

●青木義照議員 (自民・京都市中京区)

1. 京都府における温暖化防止対策の取組について
2. 府民生活を支える社会資本であるインフラの安全性について
3. コロナ禍の影響を踏まえた和装産業振興の対策について

12月10日(金)

●田中健志議員 (府民・京都市中京区)

1. コロナ禍の避難所対策について
2. 人権啓発としての「包括的性教育」について
3. 学校現場での子どもたちの命を守る取組について

●中島武文議員 (自民・宮津市及び与謝郡)

1. 丹後地域の振興について
2. 企業立地の促進について
3. 主要地方道宮津養父線岩屋峠の改良促進について

●田島祥充議員 (自民・八幡市)

1. 子どもを虐待から守る条例の制定と施策の展開について
2. 安心・安全な歩行空間の整備について
3. 新型コロナウイルス患者の療養体制について